

目 次

第1章 令和5年の生前贈与の改正と平成30年の相続法の改正

第1節 生前贈与の改正の背景……………	2
●改正の趣旨と背景……………	2
第2節 相続時精算課税制度の改正……………	5
●相続時精算課税制度の使い勝手の向上……………	5
1. 相続時精算課税制度における基礎控除の創設……………	5
2. 災害により被害を受けた場合の再計算の導入……………	6
3. 適用……………	6
第3節 暦年課税の贈与に係る改正……………	8
●相続税の課税価格への加算対象期間の見直し……………	8
1. 加算対象期間の延長……………	9
2. 相続財産に加算しない金額の創設……………	9
3. 適用……………	9
第4節 改正後の生前贈与への対応と生命保険……………	10
●暦年贈与か相続時精算課税か……………	10
●認知症対策も考えて……………	12
第5節 相続法（民法〈相続関係〉）が40年ぶりの大改正……………	16
●改正の主な内容（一覧表）……………	17
第6節 改正の主なポイント……………	19
1. 配偶者の居住権を保護するための方策……………	19
2. 遺産分割に関する見直し……………	21
3. 遺言制度に関する見直し……………	23
4. 遺留分制度に関する見直し……………	26
5. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策……………	27

第2章 相続と生命保険

第1節 はじめに……………	30
●相続（税）対策の柱は時代とともに変化……………	30
第2節 なぜ「生命保険は相続に強い」のか？……………	31

第3節 アラブの遺言（生命保険の果たす代表的機能）	32
● 17頭のラクダを分ける	32
● 納税資金を生命保険で確保する	32
● お客さまから叱られた	33
第4節 保険金の非課税金額	34
● 法定相続人1人あたり500万円の控除	34
■ 保険金の非課税金額の計算手順	34
第5節 相続税は見えざる借金だ	37
● 「相続財産が4倍＝相続税額が4倍」ではない！	37
■ 相続税額と税負担率	37
第6節 相続財産完全防衛額	38
● 財産を無キズで相続するための納税資金	38
● 子供だけで相続する二次相続	39
第7節 配偶者の税額軽減	40
● 配偶者の税額軽減は課税の繰り延べ	40
● 二次相続の税負担が大きくなる	40
■ 2回の相続（夫→妻・子、妻→子）でかかる相続税	41
■ 1,225億円を相続しても税金はゼロ（松下幸之助氏の相続）	42
● 二次相続対策は生前贈与を活用	42
第8節 相続人と法定相続分	43
● 遺産はだれに行く	43
■ 葬儀や医療費の支払いのために預貯金を引き出せるか？	46
第9節 遺留分	47
● 遺言でも侵害されない遺留分	47
第10節 限定承認と相続放棄	49
● 借金や保証債務などマイナスの財産もある	49
● 相続放棄をしても生命保険金は受け取れる	50
第11節 遺言	51
● 法定相続より優先される遺言	51
■ 遺言の種類と特徴	52
第12節 相続税の対象とならない死亡保険金	53
● 契約形態により異なる税の種類	53
第13節 保険料を贈与する	54
● 収入のない子供を契約者にする	54

●贈与の事実を証明するものを残す……	54
●相続時精算課税制度を利用する……	56
第 14 節 争族対策 ……	57
●こじれると積年のうらみつらみが噴出する……	57
●遺産分割の処理を困難にする要因……	57
第 15 節 代償分割 ……	62
●家業を〇〇に継がせたい……	62
●代償分割……	63
第 16 節 親孝行保険 ……	65
●息子の方が先に死ぬこともある……	65
第 17 節 生命保険契約に関する権利の評価（評基通 214） ……	66
●解約返戻金の額で評価……	66
●本来の相続財産とみなし相続財産……	66
第 18 節 年金受給権の権利の評価（相続税法第 24 条） ……	68
第 19 節 相続時精算課税制度 ……	71
●制度の概要……	71
●税額の計算……	72
第 20 節 相続により取得した自社株の買い取り（金庫株）……	76
●買い取り資金を生命保険で準備……	76
●取得財源規制範囲内なら自由に取得、保有……	76
●会社を契約者、オーナー等を被保険者として生命保険に加入……	77
第 21 節 事業承継税制の特例措置 ……	78
第 22 節 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 ……	82
第 23 節 平成 25 年度税制改正における相続税・贈与税の主な改正点……	86

第 3 章 相続税額・相続財産完全防衛額早見表

第 1 節 相続税額早見表（妻と子で相続した場合） ……	94
● 2 億円未満コース…	94
● 2 億円台コース…	95
● 3 億円台コース…	96
● 4 億円台コース…	97
● 5 億円台コース…	98
● 6 億円台コース…	99
● 7 億円～ 20 億円コース…	100
第 2 節 相続税額早見表（子のみで相続した場合） ……	101
● 2 億円未満コース…	101
● 2 億円台コース…	102
● 3 億円台コース…	103
● 4 億円台コース…	104
● 5 億円台コース…	105
● 6 億円台コース…	106

● 7 億円～ 20 億円コース…	107
第 3 節 相続財産完全防衛額早見表…	108
■ 相続財産完全防衛額とは…	108
● 相続財産完全防衛額早見表（その 1）－妻と子で相続した場合	
5,000 万円台コース…	110
6,000 万円台コース…	110
7,000 万円台コース…	110
8,000 万円台コース…	110
9,000 万円台コース…	111
1 億円台コース…	111
2 億円台コース…	111
3 億円台コース…	111
4 億円台コース…	112
5 億円台コース…	112
6 億円台コース…	112
7 億円台コース…	112
8 億円台コース…	113
9 億円台コース…	113
10 億円台コース…	113
11 億円台コース…	113
12 億円～ 20 億円コース…	114
● 相続財産完全防衛額早見表（その 2）－子のみで相続した場合	
4,000 万円台コース…	115
5,000 万円台コース…	115
6,000 万円台コース…	115
7,000 万円台コース…	115
8,000 万円台コース…	116
9,000 万円台コース…	116
1 億円台コース…	116
2 億円台コース…	116
3 億円台コース…	117
4 億円台コース…	117
5 億円台コース…	117
6 億円台コース…	117
7 億円台コース…	118
8 億円～ 10 億円コース…	118
■ 相続財産完全防衛額の算出方法はこのように…	119
■ 相続税の税務調査…	120

第 4 章 相続法のあらましと生命保険活用のポイント

第 1 節 相続法のあらまし…	122
1. 相続人の範囲（法定相続人）と法定相続分…	122
● 相続人とその相続割合ならびに遺留分…	122
2. 遺産分割はこうにして行う…	123
3. 相続形態のいろいろ…	124
4. 遺言の方式・その他…	124
第 2 節 相続対策を必要とする 2 大ポイントはこれだ！…	126
1. 相続税の支払い準備を怠っていると…	126
2. 円満な財産分け準備を怠ると、たとえ相続税はかからなくとも…	127
3. 相続を“争続”にさせないための配慮も必要です…	127
第 3 節 なぜ相続税の支払い準備が必要かという…	128
1. 資産家にとり相続税は怖い税金です…	128
2. 三度相続を行えば無一文？…	129

3. これだけ相続税がかかります……	129
4. 知らないと損をする相続税の落とし穴……	130
第4節 相続税の基礎知識……	132
1. 相続税の計算の仕組み……	132
2. 相続税の計算方法……	133
3. 主な相続財産と評価額……	134
● 宅地の評価には2つの方式がある……	135
4. 小規模宅地等の課税の特例……	136
5. 自社株（非上場株）の評価方法……	138
6. 延納・物納……	140
● 相続税の連帯納付義務とは……	142
第5節 円満な財産分けにはこんな準備が必要です……	144
1. 相続は争族？ にぎわう家庭裁判所……	144
2. 相続人1人当たりの法定相続分はこんな具合に……	145
3. 法律の目の及ばない方へも思いやりを確かなものに！……	145
第6節 なぜ生命保険の利用が相続対策上有利なのでしょう……	146
第7節 相続税額の簡便計算はこの演習方式でどうぞ……	147
第8節 こんな方にはアプローチを……	150
第9節 贈与税の計算はこうして行う……	151

第5章 相続話法（遺産分割対策）と相続税話法（相続税の納税対策）

1. 円満な遺産分け対策……	155
2. 相続財産をなんでも半分ずつすることはできない……	156
3. 父の遺志に反し田畑を第三者に売却……	157
4. 均分相続を円滑にする生命保険の役割……	158
5. 父や母に老後生活資金ぐらいは残しておいてやりたい……	160
6. 可哀そうな老母の座……	162
7. 中小企業の借入金対策……	164
8. 未上場の同族会社であったためにこんな悲劇が……	165
9. 相続税の延納利子税……	166

第6章 生命保険料贈与の取り扱いと活用法

第1節 生命保険料に関する贈与の以前の取り扱いとその根拠……………168

1. 設例により以前の取り扱い内容を説明すると……………168

2. 以前の取り扱いの根拠はここにある……………169

●週刊税務通信・昭和54年10月15日付に掲載された論述内容……………169

第2節 取り扱い基準を明示した事務連絡の内容と解説……………173

1. “生命保険料の負担者の判定について”事務連絡の内容……………173

2. 事務連絡内容の解説……………174

〈参考資料〉保険料贈与に係る負担者の取り扱い審判で具体的目安出る
(国税不服審判所裁決文から)……………178

〈参考資料〉保険料贈与が認められなかった裁決事例……………182

第3節 無税贈与話法のあらまし……………184

第4節 無税贈与話法を使った相続税作戦(その1)
——相続人が妻と子供の場合……………186

■相続人が妻と子の場合、無税贈与契約の方が有利となる目安一覧表……………190

第5節 無税贈与話法を使った相続税作戦(その2)
——相続人が子供だけの場合……………191

1. 恐ろしい子供だけです相続時の対策は万全か……………191

●相続税の納税実態はこうだ……………191

●等閑視されてきた相続第2関門対策……………191

●資産を持った母親を抱えている人の悩み……………192

■相続人が妻と子の場合、相続人が子だけの場合の税額比較……………193

■2回の相続(夫→妻・子、妻→子)でかかる相続税合計額一覧……………194

2. 資産家でも相続税の納付時には“火の車”が襲来する……………195

3. なぜ生命保険を利用すると相続時に有利だといえるのか……………195

4. こんな場合に無税贈与話法は真価を発揮する……………198

●子供だけで相続するケースでいわゆる贈与話法を利用すると……………198

●「配偶者の税額軽減」は課税の先送り……………198

5. 無税贈与話法で大型契約を！……………199

■相続人が子だけの場合、無税贈与契約の方が有利となる目安一覧表……………200

第6節 高率の贈与税を課されても相続財産を減らせばトクになる……………201

■超高額相続事例による生前贈与の活用……………203

第7節 毎年均等額の贈与をくり返すのがもっとも税金は安い……………	205
第8節 相続時精算課税制度の活用……………	208
●相続税のかからない人、少額の相続税納税者には効果ある制度……………	208
●課税価格が遺産に係る基礎控除以下であれば、 無税で多額の資金移転が可能に……………	208
●受贈者は自由に保険種類・契約形態を選ぶことができる……………	209
〈参考資料〉預金と贈与をめぐる裁決事例……………	210

第7章 生命保険と相続をめぐる難問疑問集

1. 雇用主が保険料を支払っていた場合に従業員や家族が取得する 生命保険金の取り扱い……………	214
2. 受取人を単に「相続人」としていた場合の生命保険金……………	215
3. 被相続人が自分自身を被保険者および受取人としている場合……………	215
4. 被保険者よりも先に指定受取人が死亡した場合……………	215
5. 相続人がいない被相続人の生命保険金を受け取った場合……………	216
6. 被保険者に支払われるべき高度障害保険金を その相続人が受け取る場合……………	216
7. 保険金が受取人の固有財産である根拠……………	217
8. 遺言による保険金受取人変更の可否……………	217
9. 被保険者と保険金受取人が同時死亡した場合の保険金受取人？……………	217
10. 受取人が同時死亡した場合の生命保険金の非課税規定の適用……………	218
11. 孫と養子縁組していた場合の法定相続人の数え方と相続分……………	220
12. 婚姻届未提出（内縁の配偶者）は相続人になれるか……………	221
13. 生命保険金の受取人の実質判定について……………	221
14. 代償分割に基づいて行なう生命保険金の分与……………	221
15. 指定受取人が取得した死亡保険金を他の相続人に分与すると？……………	222
16. 生命保険金は特別受益になるか？……………	222
■付録 相続・贈与等の用語集……………	225
■都道府県庁所在都市における最高路線価の推移……………	235
■相続開始後のスケジュール……………	236
■親族の等級と範囲……………	237

① 生前贈与の改正の背景

令和5年度税制改正において、相続税・贈与税について、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築として、①相続時精算課税制度の使い勝手の向上と、②暦年課税における相続前贈与の加算期間等の見直しが行われた。

●改正の趣旨と背景

相続税・贈与税については、生前贈与と相続との間で資産移転の時期の選択に対して税制の中立性を確保することが重要との認識の下、平成15年度の相続時精算課税制度の創設などが行われてきた。

相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。贈与税については、生前贈与を通じた相続税の課税回避の防止を図ること、無償の利得である贈与に対しては高い負担を求めることが適当であると考えられること等から、相続税に比し高い累進税率で課税されている。

この高い累進税率を持つ贈与税が結果的に高齢者からの資産移転を阻害する方向に働いていると考えられ、政府税制調査会の「平成15年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—」（平成14年11月）においては、以下のとおりの指摘がされている。

暦年で単一年の課税であるわが国の贈与税においては、相続税の課税回避を防止する観点から税負担は比較的高い水準に設定されている。高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフトしていることから、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となってきた。高齢者の保有する資産が現在より早い時期に次世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった点も期待されよう。このような観点から、相続税・贈与税の調整のあり方（生前贈与の円滑化）を検討すべきである。

そして、「相続時点でなければ各相続人別の正確な相続税額は確定しないというわが国の相続税制度の特徴」を踏まえ、相続時精算課税制度を創設するという趣旨が述べられている。

1 令和5年の生前贈与の改正と平成30年の相続法の改正

暦年課税と相続時精算課税の比較（令和6年1月1日施行分）

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	親、祖父母
受贈者	制限なし	子、孫
贈与者の年齢	制限なし	贈与の年の1月1日現在で 60歳以上
受贈者の年齢	制限なし	贈与の年の1月1日現在で 18歳以上
控除額	年間110万円の基礎控除額	累計で2,500万円の特別控除額 ↓ + 年間110万円の基礎控除額
控除額を超えた場合の 贈与税額	超過累進税率（10～55%）	一律20%
贈与税の申告	110万円を超えたら申告	金額に関わらず、 贈与税申告書を提出 ↓ 年間110万円の基礎控除あり
相続時の財産に加算	相続開始前3年以内に 贈与を受けた財産 ↓ 相続開始前7年以内に 贈与を受けた財産 ※延長された4年間の贈与につい ては、総額100万円まで加算し ない	制度適用後の贈与財産 ↓ 年間110万円の基礎控除あり
贈与財産の加算額	贈与時の評価額（相続税評価額）	贈与時の評価額（相続税評価額） ↓ 一定の土地又は建物で、災害に より一定の被害を受けた場合に は、相続税額の計算において評 価額を再計算できる
相続税＜贈与税の場合	差額分は還付されない	差額分は還付される
贈与財産からの債務控除	不可	可
物納	可	不可
その他		一度選択すると暦年課税には 戻れない

14 争族対策

●こじれると積年のうらみつらみが噴出する

「相続対策はしてありますか」と聞かれると、「うちには財産がないから、もめ事なんか起こるはずがない」とか「兄弟姉妹みんな仲がいいから大丈夫」と答える人が多い。しかし、本当にそうだろうか？

相続のトラブルは俗に「骨肉の争い」と言われるように、一旦こじれると積年のうらみつらみが一度に噴出する。「小さいときから兄さんばかり可愛がられて、いい思いをしてきた。私はずっと我慢してきたのだから」と妹が言えば、「おまえは嫁に行くときに十分してもらっただろう」と兄が言い返す。こんな不満は多かれ少なかれ誰もが心の隅に持っているだけに、表面化するとどんどんエスカレートしていくばかり。加えて「子供はみんな、親の財産は自分のものだと考えている」という現実がそれに拍車をかける。

●遺産分割の処理を困難にする要因

遺産分割の処理は一般に困難なものが多く、長期化しやすい。その要因としては次のような点が挙げられる。

1. 相続財産の5割近くが分割しにくい土地・建物

わが国では相続財産の5割近くが土地や建物である。資産価値が高く、また、容易に分割できないだけに話がこじれる。

2. 経済環境や将来に対する不安

長引く不況で最近では経済環境や将来に対する不安が高まっている。そうになると、わずかな相続分しかない者でも、自分の取り分だけは…と主張し、話がまとまらない。

3. 個人的権利意識

遺産相続に関しては、一般に人々の「家族共同体」意識が後退し個人の権利意識が強くなっている。これに核家族化の傾向が合わさって、被相続人の財産を相続人のひとり（たとえば長男）に集中させるような方向での話し合いはもちろん、互いの譲歩も非常に困難になっている。

4. 親族間の感情的対立

(1) 被相続人に数人の子がいる

子どもがそれぞれ結婚・独立して家庭を持つと、家族共同体意識は失われ、利害得失

をめぐって現実的な打算が先行する。兄弟姉妹間の争いや憎しみは他人間の紛争よりも一層解決がむずかしい。

(2) 先妻の子と後妻の子がいる

感情的反発が激しく、話し合いでの解決はほとんど期待できない。

(3) 嫡出子と非嫡出子がいる、あるいは実子と養子がいる

5. 当事者の多数

遺産分割は相続人全員で行うことが要件だ。ひとりの被相続人の相続についても、代襲者が大勢いたり、調停・審判中に相続人が死亡して第二次、第三次の相続が起こり、承継人が増えたりする。当事者が多数になればなるほど意見の一致はむずかしくなる。

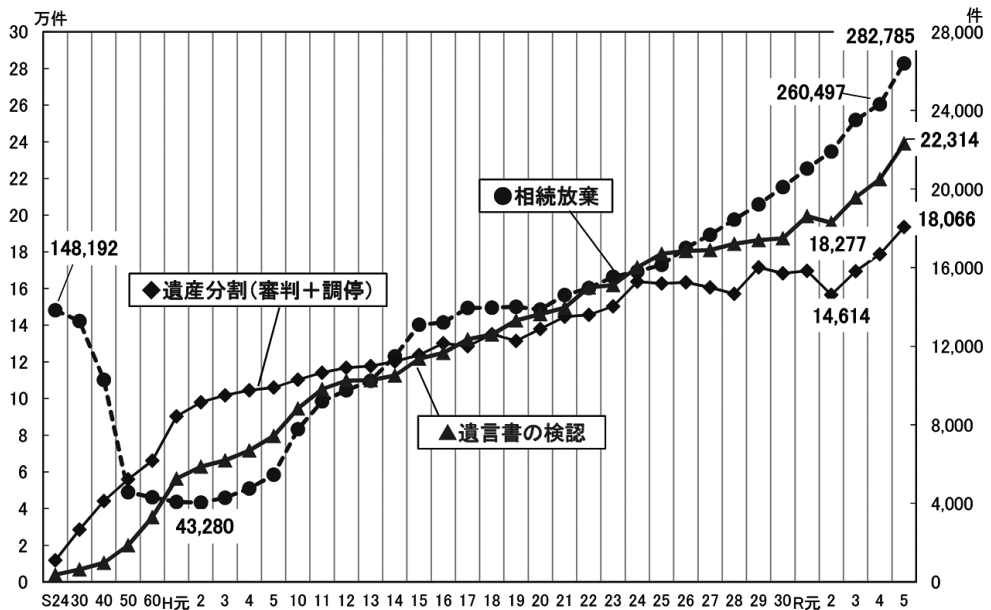
相続が起こったとき、相続人間の話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所に持ち込んで調停・審判手続きで法的決着をつけることになる。調停は、当事者全員を集めて争点を整理しながら意見のくい違いを調整していく。全員の意見が一致すれば、遺産分割の協議が成立するが、ひとりでも反対すると調停は不調となり、手続きは当然に審判に移行する。審判は、調停のような話し合いによるものではなく、法の力により強制的に遺産の分け方を決定するもの。裁判官が自ら証拠調べをして、「長男は〇〇の土地と建物、次男は〇〇の建物と現金を取得する」というように具体的な分配方法を決定する。

相続の実態を表す資料として、最高裁事務総局編「司法統計年報 3 家事編」による家事審判・調停事件の事件別新受件数がある。戦後の調停・審判、相続放棄、遺言書の検認の新受件数の推移は次表のようになっている。

年 次	相続放棄	遺産分割		遺言書の検認
		審判	調停	
年	件	件	件	件
S24	148,192	251	853	367
30	142,289	475	2,186	640
40	110,242	681	3,439	971
50	48,981	834	4,395	1,870
60	46,227	1,035	5,141	3,301
H元	43,626	1,383	7,047	5,262
2	43,280	1,442	7,703	5,871
3	45,884	1,584	7,917	6,191
5	58,490	1,612	8,284	7,434
10	83,316	1,594	8,708	8,825
15	140,236	1,974	9,582	11,364
20	148,526	2,019	10,860	13,632
21	156,419	2,073	11,432	13,963
22	160,293	2,125	11,472	14,996
23	166,463	2,305	11,724	15,113

24	169,300	2,589	12,697	16,014
25	172,935	2,317	12,878	16,708
26	182,082	2,155	13,101	16,843
27	189,296	2,012	12,975	16,888
28	197,656	1,895	12,766	17,205
29	205,909	1,973	14,044	17,394
30	215,320	1,967	13,738	17,487
R元	225,415	2,041	13,801	18,625
2	234,732	1,857	12,757	18,277
3	251,993	2,255	13,564	19,576
4	260,497	2,316	14,371	20,500
5	282,785	2,316	15,750	22,314

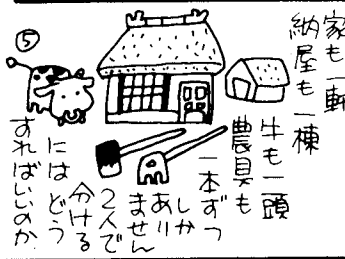
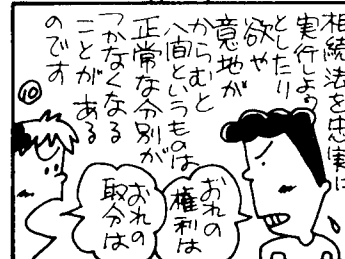
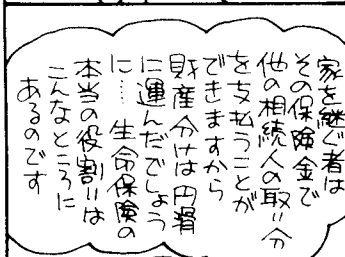
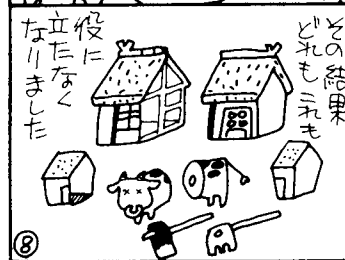
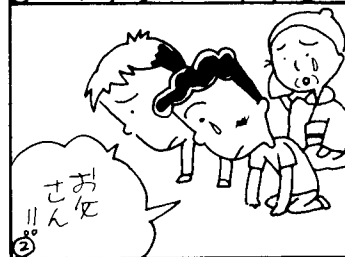
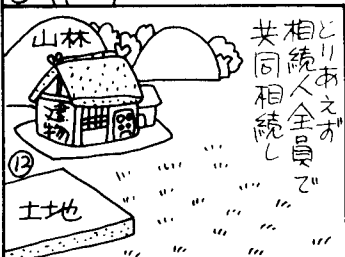
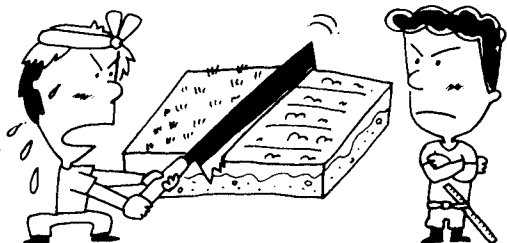
(注) 最高裁判所事務総局編「司法統計年報 3 家事編」



昭和24年からの件数の推移をみると、遺産分割、遺言書の検認は、一貫して増加傾向を続けている。先にも書いたように、この背景には個人の権利意識の高まりや景気の低迷といったものがある。戦後の民法改正により「家」意識が後退し、「個人」の権利意識が強くなり、遺産をめぐる親族間の話し合いによる解決がつかず、家庭裁判所への遺産分割の請求が増加している。また、相続発生後の争いを防ぐための手段のひとつとして遺言が活用され、遺言書の検認も増える結果となっている。

これに対して、相続の放棄の件数はV字を描いている。昭和24年には14.8万件あったが、減少を続け平成2年には4.3万件になる。これは、「もらえるものはもらいたい」という権利意識の高まりの結果といえる。しかし、平成3年以降は一転して増加を続け、令和5年分では28.2万件にもなっている。これは、借金を残したまま相続が始まり、プラスの財産よりも借金の方が多いケースが増えたことが背景にあると考えられている。

この悲劇は 救えなかったか？



7. 保険金が受取人の固有財産である根拠

「保険契約が締結されたとき、契約者でありかつ被保険者である被相続人が特定の相続人を受取人に指定し、その氏名が明示されている場合、このときは受取人とされた相続人が死亡保険金を受け取るのは保険契約の効果であって、相続による取得でないことは明らかである。つまり、この場合は、当該死亡保険金の請求権は、保険契約の効力発生と同時に相続人固有財産となり、保険契約者かつ被保険者である被相続人の遺産から離脱している」と最高裁昭和40年2月2日の判決で示されている。そしてこの場合、「相続人が限定相続をしたならば相続債務の引き当てになることはない」と大審院昭和11年5月13日の判決で示しており、したがって、遺贈の目的とすることも許されない。

死亡保険金受取人が指定されている場合、それは指定された受取人の固有の財産であり、相続放棄や限定承認をすれば被相続人の債権者にその死亡保険金を差し押さえられることはないとして、生命保険の活用を勧めるケースがみられるが、「保険金は受取人の固有の財産である」という根拠はこうしたところにある。

8. 遺言による保険金受取人変更の可否

遺言による保険金受取人の変更の可否については昭和62年10月29日最高裁第一小法廷判決で「契約者が行なう保険金受取人を変更する旨の意思表示は、契約者の一方的意思表示によってその効力を生ずるものであり、また、意思表示の相手方は必ずしも保険会社であることを要せず、新旧保険金受取人のいずれに対して行なってもよく、この場合には、保険者（保険会社）への通知を必要とせず、右意思表示によって直ちに保険金受取人変更の効力が生ずるものと解される」と示され、また、翌年12月21日大阪高裁でも「保険契約者が契約に基づく保険金およびその所持金全部を受贈者とされる者に遺贈する旨の遺言公正証書を作成し、かつ、これを同人に示した場合、その時点で同人は死亡保険金受取人となったというべきであり、また、保険契約者の生前中に発生した入院給付金請求権は、右遺言により受贈者に遺贈された」と判決を下した。

この点について、平成20年6月6日に公布された保険法は、保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によって行う（保険法43条2項）として、相手方のある意思表示としつつも、遺言によっても可能であって（保険法44条1項）、保険者に対する通知を対抗要件とする（保険法44条2項）と規定して、立法的解決を図っている。

9. 被保険者と保険金受取人が同時死亡した場合の保険金受取人は誰に？

保険金受取人が被保険者より先に死亡した場合は、保険契約者がさらに受取人を指定す